

# 青森県報

第三千三百二号

平成二十二年  
十月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……一
- 家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二
- 公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三

## 告 示

青森県告示第六百七十八号

平成二十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森県国際交流協会の項を削る。

青森県告示第六百七十九号

平成二十二年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人青森県国際交流協会の項を削る。

青森県告示第六百八十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
みんゆう薬局 弘前駅前店	弘前市大字駅前町一の一	平成三〇・一

青森県告示第六百八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	みんゆう調剤薬局 フレンドファーマシー五所川原店	五所川原市字下り枝八	平成三・八・二六
変更後		五所川原市中央二丁目二四	

青森県告示第六百八十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十二年十一月四日から同月二十九日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大専校（上北郡七戸町）

三 講習人員及び受講対象者

五人以内。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した青森県営農大専校生に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十二年十月二十二日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百八十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（基本測量 電子基準点）

三 測量の期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年三月十五日まで

四 測量の地域

八戸市

五戸町

おいらせ町

六戸町

東北町

十和田市

七戸町

青森市

各々の一部

青森県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月十四日まで青森県県土整

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
尾道 尾駸有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	平成三・一〇・二五

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
八戸市根城六丁目二の八	宅地	九〇二・三三
八戸市吹上二丁目四五の二六、四五の三一	宅地	三九〇・〇三
八戸市大字湊町字大沢三三の一	宅地	二、四五〇・一三
八戸市白銀台七丁目六の四、六の二一	宅地	七九三・九七

八戸市白銀台四丁目三の九	宅地	八一九・七二
十和田市西十二番町一〇二の四四	宅地	二六一・八一
十和田市西五番町一の六八	宅地	二四九・一九
十和田市東二十一番町一六の九〇九	宅地	二九八・〇八
上北郡七戸町字蛇坂五七の一九	宅地	三二九・二三
上北郡東北町大字大浦字向山五一の五五	宅地	二八七・四八
上北郡おいらせ町苗平地三五の九	宅地	三四六・一八
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二八八の四	宅地	一七三・〇五
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字同心町字古間木平二の一四	宅地	二六五・〇五
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅地	六六九・〇三

二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所  
一に掲げる土地の所在地  
二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課  
青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

- 五 入札及び開札の場所及び日時
  - 1 入札場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県総務部財産管理課
  - 2 入札日時  
平成二十二年十一月十二日 午前九時から  
平成二十二年十一月十九日 午後五時(必着)まで  
土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。
  - 3 開札場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟一階入札室
  - 4 開札日時  
平成二十二年十一月二十六日 午前十時から  
開札は、物件番号順に順次行う。
  - 六 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額
  - 七 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内
  - 八 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
  - 九 その他
    - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
    - 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭